

平成24年7月17日

港湾局産業港湾課

技術企画課

直轄事業(港湾)の工事实績について、和文・英文併記での証明を開始
－民間企業のインフラ海外展開の支援の一環として－

海外のプロジェクトの参画に当たっては、そのプロジェクトの工事内容に応じて、各企業は工事・工法等の実績が求められます。従来は、国土交通省港湾局においては、各企業の個別の要請に応じて、逐次、和文にて、契約履行証明を行ってまいりました。各企業は、工事の実績等が海外のプロジェクトの参画要件とされている場合、それを先方国政府に提出するために、契約履行証明書を自ら英訳し、その内容が正しいことを証明するために公証人の認証を取得する等の手続きに時間と手間をかけていました。

今般、これらの海外プロジェクトに参画する民間企業の手間を少しでも省略できるよう、港湾局産業港湾課国際企画室を窓口として、直轄事業(港湾)の工事实績を和文・英文併記で証明することといたしました。ご要望、ご相談等ございましたら、以下の窓口にお問い合わせ願います。

なお、当該工事实績証明には、我が国の港湾関係技術基準を準用している旨を記載することとしており、我が国の港湾関係技術基準の海外展開、いわゆるソフトインフラの海外展開の促進にも資するものであります。

問い合わせ先:

国土交通省 港湾局 産業港湾課

国際企画室 白井・千葉 電話 03-5253-8111(内線 46465) [窓口]

03-5253-8679(直通)

FAX 03-5253-1654

技術企画課 北出・三浦 電話 03-5253-8111(内線 46533)

03-5253-8905(直通)

FAX 03-5253-1652

〈イメージ〉

工事実績証明書（案）

CERTIFICATE OF THE PRODUCTS RECORDS (Draft)

1. 製品名・工法名 Products Name・Method Name of Construction
 - ・ ○○○○○○○○○○○(日本語名)
 - ・ △△△△△△△△△△(英語名)
2. 適用設計基準 Applied Design Standards for the Products Installation
基準名：「港湾の施設の技術上の基準・同解説」
TECHNICAL STANDARDS AND COMMENTARIES FOR PORT AND HARBOUR FACILITIES IN JAPAN
3. 工事実施実績 Products Implemented Records
 - ・ 表1 Table 1: ○○○○○○○○○○○

No	港名 Port name	プロジェクト内容（工事名） Project name	施主 Project owner	施工時期 Const. Year
1	○○港 ○○ Port	○○工事 ○○ Works	国土交通省 △△地方整備局 △△事務所 △△ Port Office, △△ RDB, MLIT	20XX
2	○○港 ○○ Port	○○工事 ○○ Works	国土交通省 △△地方整備局 △△事務所 △△ Port Office, △△ RDB, MLIT	20XX

上記1. の製品が、上記2. 及び3. のとおり工事に使用されたことを証明します。
This is to certify that the above named products which were made by ○○○○○○○○, LTD
have been introduced as the table 1.

平成 24 年□月×日
Date : □ ×, 2012

国土交通省 港湾局長
○○ ○○

○○ ○○
Director General
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism,
Ports and Harbours Bureau
Government of Japan